

石垣市告示第 304 号

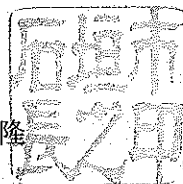
港湾法の規定に基づく船舶その他の物件の撤去について

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条の 11 第 1 項の規定に違反する船舶その他の物件の撤去を命ずべき者を確知することができないため、同法第 56 条の 4 第 2 項後段に規定する当該措置を講ずることについて次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 25 日

石垣港港湾管理者

石垣市長 中山 義隆



1 物件の表示

放置場所	名称	長さ	幅	色
小型船だまり斜路	船舶	約 10.9m	約 3.0m	白色
(石垣市浜崎町 3 丁目 7-2)	船台	約 10.1m	約 3.6m	黒色

2 講ずべき措置の内容

1 の物件を令和 8 年 10 月 25 日までに撤去すること。

3 措置を講ずべき者

港湾法第 56 条の 4 第 1 項第 1 号ハに掲げる者

4 石垣港港湾管理者等による措置

3 の措置を講ずべき者が 2 の措置を行わないときは、石垣港港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う。